

## 宿泊約款

### (適用範囲)

第1条 当施設がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 利用プラン・宿泊料金等
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条（宿泊契約の申込み）の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まずお客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条（お客様の契約解除権）及び第17条（お客様の責任）の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条（料金の支払い）の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨をお客様に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条（宿泊契約の成立等）第2項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条（宿泊契約の成立等）第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 第18条に基づき「レスキューホテル」として当施設の全部又は一部を自治体等へ提供することとなり、客室に余裕がなくなったとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそ

れがあると認められるとき。

(5) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(6) 宿泊しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(10) 都道府県条例又は市町村条例、その他省令等の命令含む法令の規定に該当するとき。

(11) 宿泊しようとする者が、18歳未満の者か又は法令で保護者同伴が必要である者であるときで、その保護者が帯同していない場合。ただし、事前に書面等で当該保護者の同意がある場合はこの限りではありません。

（お客様の契約解除権）

第6条 お客様は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合{第3条（宿泊契約の成立等）第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。}は、下記に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設がお客様に告知したときに限ります。

<違約金>

	不泊	当日	前日	2～7日前
15名以上	100%	80%	50%	20%
1名～14名まで	100%	80%	30%	0%

【備考】

1) %は、宿泊料に対する違約金の比率です。

2) 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3) 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の5日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

3. 当施設は、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の午前0時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当施設の契約解除権）

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) お客様が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 都道府県条例又は市町村条例、その他省令等の命令含む法令の規定に該当するとき。

(8) 指定場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊サービス等の料金相当の損害金を請求する場合があります。

#### (宿泊の登録)

第8条 お客様は、宿泊日当日、当施設のフロント（管理棟窓口）において、次の事項を登録していただきます。

(1) お客様の氏名、年令、性別、住所、電話番号、職業

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) 車両を当施設に駐車される場合は、その車両ナンバー

(5) その他当施設が必要と認める事項

2. お客様が第12条（料金の支払い）の料金の支払いを、利用券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### (客室の使用時間)

第9条 お客様が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、休憩目的で午前10時から午後6時までの客室の利用に応じることがあります。この場合には、当施設が単位時間ごとに定める料金を適用します。

#### (利用規則の遵守)

第10条 お客様は、当施設内においては、当施設が定めて施設内等に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間)

第11条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でお知らせします。

(1) フロント（管理棟窓口対応）時間

イ フロントクローズ 午前0時

ロ フロント（管理棟窓口対応）サービス 午前6時から午前0時

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、下記に掲げるところによります。

<宿泊料金等の内訳>

基本料金：宿泊料 フロント（管理棟窓口）でご確認いただくか又は HP の掲示をご確認ください。

税金：消費税 フロント（管理棟窓口）でご確認いただくか又は HP の掲示をご確認ください。

【備考】

1) 料金は当施設ホームページ等に掲示します。

2) 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準ずる寝具を提供したときは大人料金の 70%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児（小学校に就学していない者）については無料とします。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた利用券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、お客様の到着の際又は当施設が請求した時、フロント（管理棟窓口）において行っていただきます。

3. 当施設がお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第 13 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当施設は、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(お客様の手荷物又は携帯品の保管)

第 15 条 当施設は、原則として、お客様の手荷物又は携帯品をお預かりいたしません。

(駐車場の責任)

第 16 条 お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(お客様の責任)

第 17 条 お客様の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該お客様は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(「レスキューホテル」としての当施設の提供があった場合の取扱い)

第 18 条 当施設は、自治体等からの要請を受け「レスキューホテル（災害等の有事の際に避難所等として自治体等へ当施設の全部又は一部を提供する仕組み）」として、同自治体等へ提供することがあります。

2. 前項に基づき、当施設の全部又は一部につき、自治体等から「レスキューホテル」としての要請を受けたときは、その要請内容や当施設の状況等により、お客様に、当施設の別の客室、又は当施設の近隣の宿泊施設（以下、「移動先客室等」という。）へご移動をお願いすることがあります。尚、ご移動をしていただく場合の移動先客室等の条件は、お客様が新たな宿泊費をご負担いただくことはありませんが、現に宿泊している客室と同程度（できる限り同一の条件）の客室とさせていただきますことを予めご了承ください。
3. 前項の規定に基づく、移動先客室等へのご移動ができないときは、第14条第2項の規定を適用するものとします。

（特約）

第19条 この約款は、当施設の運営方針の変更、又は、第5条第1項第10号及び第7条第1項第7号に定める法令の制定ないし改定により、事前予告なく変更させていただきます。